

花巻市環境審議会 会議録

1 開催日時

令和3年8月24日（火） 午後2時～午後3時37分

2 開催場所

花巻市花城町9番30号

花巻市役所本館 3階 302・303会議室

3 出席者

(1) 委員 13名

中村良則委員、渋谷晃太郎委員、八重樫理彦委員、日下明久美委員、玉田ゆみ子委員、山田亨委員、浅野隆郎委員、太田孝之委員、伊藤泰江委員、佐藤真利子委員、大菅孝夫委員、藤田甲之助委員、高橋里子委員

(2) 事務局（市民生活部生活環境課） 4名

伊藤市民生活部長、松原生活環境課長、三熊課長補佐、西尾主任

4 議題

花巻市再生可能エネルギー事業と地域との共生に関する条例（素案）について

5 議事録

（事務局：三熊課長補佐）

本日はお忙しいところ、ご出席いただきまして、誠にありがとうございます。私は、本日の進行を務めます生活環境課課長補佐の三熊と申します。よろしくお願ひいたします。

開会に先立ちまして、花巻市環境審議会委員の交代がございましたので、委員の委嘱に係る、辞令書の交付を行いたいと存じます。新しく委員となられましたのは、林野庁東北森林管理局岩手南部森林管理署遠野支署長の山田亨様、国土交通省東北地方整備局北上川ダム統合管理事務所田瀬ダム管理支所長の浅野隆郎様、花巻市校長会花巻市立東和小学校長の太田孝之様、以上の3名でございます。3名の皆様には、伊藤市民生活部長より辞令書を交付いたしますので、順番にその場にお立ちになってお受け取り願ひます。

（辞令書交付）

（事務局：三熊課長補佐）

続きまして資料のご確認をお願いいたします。本日、お手元にお配りしております資料は、次第、委員名簿の2枚でございます。そのほか、事前に送付させていただきました資料、花巻市再生可能エネルギー事業と地域との共生に関する条例（素案）の概要、同じく条例（素

案)を本日使用いたします。資料については以上のとおりですが、不足等はございませんでしょうか。

(事務局：三熊課長補佐)

それでは、ただいまより花巻市環境審議会を開会いたします。

(事務局：三熊課長補佐)

初めに、伊藤市民生活部長より、ご挨拶申し上げます。

(事務局：伊藤市民生活部長)

皆さんはじめまして、本年4月1日に市民生活部長を拝命いたしました、伊藤理恵と申します。よろしく願い申し上げます。本日はお忙しい中、花巻市環境審議会にお集まりいただきまして、誠にありがとうございます。皆様にはこのコロナ禍の中、そして猛暑、大雨といった異常気象の中、精神的にも肉体的にも大変厳しい毎日をお過ごしのことではないかと思われま

す。この酷暑や大雨の異常気象の原因と言われております地球温暖化の防止のため、国では2050年までに温室効果ガスを実質ゼロにするという目標を掲げまして、身近なところではレジ袋の有料化等の対策を行っておるわけでございます。風力や太陽光など再生可能エネルギーの積極的な導入もその施策の一つということになっております。再生可能エネルギーが推奨される一方で、皆さんもご承知のとおり、熱海市で最近起きました土石流等につきましては、太陽光発電所の整備に伴う山林開発が原因とも言われておりますし、また近いところでは遠野市において、山林開発がもたらした土石流が水田等に流れ込み環境等の被害を及ぼしておるということも報道されてございました。花巻市におきましても現在、石鳥谷町の戸塚森のほうに、皆さんもご覧になったことがあるかも知じませんが、太陽光発電建設中ということで、地元の方から不安な声が寄せられたりしております。

こうした不安を少しでも払拭できるように、市では、再生可能エネルギー発電設備の安全な導入について、必要な事項を定めようと、本日、ご協議いただきますけれども、花巻市再生可能エネルギー事業と地域との共生に関する条例、こちらを制定すべく準備を進めておるところでございます。どうぞ活発なご協議をよろしくお願い申し上げます。

(事務局：三熊課長補佐)

続きまして、渋谷会長からご挨拶をいただきます。

(渋谷会長)

皆さんこんにちは。本日は、お忙しいところお集まりいただきましてありがとうございます。先ほど部長さんからもお話がありましたけれども、この夏の異常気象といいますかね、最初は暑かったんだけど、お盆の頃急に寒くなったり、天候がすごく悪くなってしまったりして、いろんなところで影響が出ているところです。

コロナもあってですね、なかなか、自由に動けないということもあるんですけども、その中であって地球温暖化の問題については、先般、IPCCっていう国連の気象の専門家のほうの会合からの発表がありましたけれども、温暖化の原因については人間の活動によるものだっていうふうに、今回初めて断定をするということがあったりしました。

6月に地球温暖化対策推進法が改正になりまして、国のほうは先ほど部長さんもお話しさ

れてましたけれども、2050年にゼロ目標ということで、再生可能エネルギーをどんどん促進するというアクセルを踏んでる立場にあります。この法律によってですね、市町村がその温暖化防止対策の推進のための実行計画をつくるということを求めている。努力義務にはなるんですけども。ということで、世界の全体の動きは再生可能エネルギーを増やす方向で、もはや突っ走っているって言ったらいいと思います。そんな状況の中で、様々なですね、静岡の土石流、崩れたのは盛土なんですけど、そのすぐ傍にあったりしてですね、いろいろ心配なことも出てきているということで、国のほうも促進するっていうことも書いてあるんですけども、様々な環境配慮とか、そういうこともしなきゃいけないっていうのを求めている、これから県とかですね、動きが出てくるのかなとも思います。

その中で花巻市は一步先んじて、今回の条例案を作成されたということで、今後、これらの動きとの整合をどういうふうにとっていくかっていうことが課題になるのかなというふうに思います。今日は議題が、この条例に関する事ということで皆様方の忌憚のないご意見をいただければというふうに思いますので、本日はよろしく願いいたします。

(事務局：三熊課長補佐)

議題に入ります前に、本日の審議会は、委員の半数以上のご出席をいただいておりますので、花巻市環境基本条例第28条第2項により、会議が成立していることをご報告申し上げます。

また、本審議会につきましては、花巻市審議会等の公開に関する指針に基づき、公開する会議となりますので、ご了承をお願いします。

なお、委員の皆様にお願いがございます。本日の会議では、会議録作成のため、マイクを使用いたします。発言に際しましてはマイクをお渡しいたしますので、マイクをご使用の上、ご発言いただきますようお願いいたします。また、新型コロナウイルス感染症対策といたしまして、会議中はマスクをご着用いただきますようお願いいたします。

(事務局：三熊課長補佐)

それでは、次第の3、議題に入らせていただきます。花巻市環境基本条例第27条第2項により、議事の進行を渋谷会長をお願いいたします。それでは、渋谷会長、よろしくお願いいたします。

(渋谷会長)

はい。それでは、議題、議事に入りたいと思います。議事の条例について事務局のほうからご説明をお願いいたします。

(事務局：松原生活環境課長)

はい。私、生活環境課の松原と申します。これから説明させていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。説明に際しましては着座しての説明とさせていただきたいと思っておりますので、ご了承願います。よろしくお願いいたします。

それでは本日の説明でございますが、皆様のお手元に配付しておりました、花巻市再生可能エネルギー事業と地域との共生に関する条例(素案)の概要、こちらのA4版のものを用いまして、説明を進めさせていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

まず初めに先ほど伊藤部長や渋谷会長からお話がありましたけれども、やはり近年、再生

可能エネルギーの導入が急速に拡大する中で、特に太陽光発電の導入が大幅に拡大しておりまして、立地に伴う河川への土砂の流出や濁水の発生、そして景観への影響など、様々な問題が全国各地で生じているという状況でございます。再生可能エネルギーにつきましては、地球温暖化防止のためにも推進しなければいけないものではあります。先ほどのお話にありましたとおり、県内では、隣の遠野市で、大規模な太陽光発電設備の設置によりまして、事業者と地域住民とのトラブルが発生しているという状況を伺いますと、今後、本市におきましても同様の事案が発生する可能性は否定出来ないことから、やはり市民の安全で安心な生活環境及び本市の豊かな自然環境を次世代に引き継いでいくためにも、再生可能エネルギーの導入推進に当たっては、自然環境や周辺環境との調和が図られることを前提として進められるべきと考えており、今回、市内に再生可能エネルギー発電設備を設置する場合の手続等を規定する新たな条例の制定を考えているところでございます。

これの趣旨につきましては前文、また、第1条の目的のほうに規定しているところでございます。第2条では届出対象の再生可能エネルギー発電事業について規定をしております。太陽光発電につきましては出力合計が50キロワット以上、そして風力の発電につきましては20キロワット以上、そして地熱発電につきましては出力を制限せず全てということで検討しているところでございます。

第3条から第5条につきましては、こちらの概要には載っておりませんが、市の責務、事業者等の責務、市民の責務というところを規定しようとしているところでございます。

第6条では横に行きます。抑制区域の指定ということで、特に配慮が必要と認められる区域について抑制区域として指定することができるという規定を検討しているところでございます。具体的には、国定公園の区域、あとは土砂災害警戒区域等々を11項に渡る、失礼しました、13号までございますが、そのような形で抑制区域の指定を考えているところでございます。

第7条の中で届出等を規定しているところでございますが、今回、当市におきましては環境影響評価の実施というところを検討しております。第7条第3項におきまして、事業区域が抑制区域の中に含まれているもの、もしくは太陽光の出力2,000キロワット以上、風力は1,000キロワット以上、そして地熱につきましては全て、この環境影響評価を実施して、その内容を市長に報告しなければならないということで考えているところでございます。通常国の環境アセスメント、もしくは県の条例に伴う条例アセスにつきましては、通常複数年、もしくは長いものでは10年以上かかるというアセスの内容になっておりますが、市が今想定しているものとしたしましては、通常のアセスのようにその都度、パブコメを実施するのではなく、事業者自身が環境影響もしくは自然環境に与える影響を評価し、それに基づいて影響があるかどうか、あった場合にはそれに対する対応をどのようにするのかというものを報告していただくということを考えているところでございます。

第9条では事前協議といたしまして、事業者等は届出を行う前に再生可能エネルギーの事業に関する計画について、市長と協議をしなければいけないというものを規定するものでございます。

続いて、第10条におきましては周辺関係者への周知ということで、届出を行う前に事業

区域の周辺関係者に対しまして、あらかじめ説明会を開催する等、事業計画に関する周知を行わなければならない旨を規定するものでございます。

第11条では協定の締結ということで、事業者は市長もしくは周辺関係者から求めがあったときには、協定書を締結するよう努めなければならない。ただし、事業区域内に抑制区域が含まれ、かつ大規模な発電設備をする場合には、協定を締結しなければならない旨を規定するものでございます。

このほか、事業計画の届出につきましては第7条で、事業計画の変更の届出については第8条、設置工事着工等の届出については第12条、設置工事完了等の届出については第13条、そして、事業の廃止の届出については第14条で規定しようとするものでございます。

そのほか増設等の工事につきましては、これらの条項を準用するというので、第15条で規定しようとするものでございます。

続きまして、事業の適正管理というところになります。こちらは事業をする上での維持管理及び補修につきましては第16条で、異常発生時の対応につきましては第17条で規定を考えております。

第18条では事業の報告、資料の徴収について、そして、第19条では必要な限度において立入り調査もしくは質問をすることができるという旨の規定をするものでございます。

第20条では市の指導、助言について、そして勧告、そして第21条では命令というところを規定しようとするものでございます。この命令等に従わない場合、第22条で事業者の氏名及び住所等を公表することができるという旨の規定をするものでございます。

そして、第24条、第25条では届出をしなかった場合、また、虚偽の届出をした場合、もしくは命令に違反した場合には罰金に処するという罰則規定、また、第25条では両罰規定ということで、法人の代表者等についても同条の罰金刑を科するというので規定しようとしているものでございます。なお、この罰則につきましては、現在、検察庁と協議を進めているところでございますので、その結果いかんによりましては、罰則規定がこの中に盛り込まれないという可能性もございますので、ご承知いただければと思います。

簡単ではございますが、以上で概要の説明を終わります。よろしくお願いたします。

(渋谷会長)

はい、ありがとうございます。ただいまの説明に関して、ご質問、ご意見等ありましたら、委員の皆様よろしくお願いたします。はい。八重樫委員。

(八重樫委員)

早池峰国定公園の自然公園保護管理員の八重樫です。よろしくお願いたします。自分の質問とか意見をどこでも言って構わないわけですね。質問と意見等ありますので、まず質問のほうから伺いたいんですけども。まず抑制区域の指定について伺います。先ほど特に配慮が必要と認められる区域を抑制区域として指定することができるというありまして、国定公園ですとか鳥獣保護区など13項目あったんですけども、指定するのではなくて、指定することができるとなっているのはどういうことなのか。この全部を一括してこの条例で指定してしまうのか、それとも、その指定することができるというふうにしておいて、その事業ごとに市長が一々、指定するかどうかを判断するということなのか。それはちょっと疑問がまず1点目

ですね。まず一つ目それからお伺いしてもよろしいですか。

(事務局：松原生活環境課長)

はい、お答えいたします。ただいまの八重樫委員さんのお話は、抑制区域について、指定するのではなく指定することができるとなっている、そのできるの意味合いということのお尋ねとお聞きいたしました。委員さんおっしゃるとおり、基本的には区域について設定をしていくこととなりますけれども、やはりその、特に配慮が必要と認められる区域ということになりますので、それぞれの実情を見ながら、区域を指定していくことになろうかと思いますので、指定することができるというような表現にさせていただいたところでございます。

(八重樫委員)

それぞれの実情を見ながら指定するっていうのは、いつすることなんですか。事業者が計画を持って来てからするのか、それとも、これから、それにかかわらず、指定を考えていくのかどちらなんですか。

(事務局：松原生活環境課長)

はい、お答えいたします。区域の指定につきましては、市のほうで決裁を受けて告示行為をいたしますので、事前に皆様方には周知するということになります。なので、事業ごとに区域を指定していくということではなく、事前に区域は指定して皆様方にお示ししていくことになります。よろしくお願ひします。

(八重樫委員)

はい、ありがとうございます。そして、その次なんですけども、抑制区域を指定しましたら、それをどのように考慮するかっていうことは、ここには特に書かれていないんですけども。市長というか市長の名前で市としては、抑制区域は基本的には禁止に等しくなるのか。その辺はその時々でさじ加減になってしまうのか、どのようにお考えですか。

(事務局：松原生活環境課長)

はい、お答えいたします。現在、担当課のほうで想定しているのは、この抑制区域については、やはり設置はしていただきたくないという方向での抑制区域という考えでいるところでございます。そういうこともありまして、こういう抑制区域に事業を展開する場合には、事前に環境アセスをしていただくということを想定しているところでございます。

(八重樫委員)

わかりました。花巻としては設置してほしくないけれども、そういう案件が来た場合には、アセスまでやってもらうということになるわけですね。私の意見ですけれども、例えば国定公園っていうのは花巻市では早池峰国定公園しかないわけですし、その中に、再生可能エネルギーの発電所をつくれるような場所はまずありませんので、そういう所は初めから禁止区域とかですね。抑制区域も基本的には出来ないというようなことを書いていただいたほうがわかり易いんじゃないのかなという。意見です。

(渋谷会長)

よろしいでしょうか。

(八重樫委員)

それからまだ、ほかにも質問がありますけども、よろしいですか。次がですね環境影響評

価アセスの件についてなんですけれども、先ほどのご説明ですと事業区域内に抑制区域が含まれるものとか、太陽光の出力2,000キロワット以上、風力1,000キロワット以上あと地熱は全て環境影響評価し、その結果について市長に報告しなければならないとあるんですけれども。先ほど、国の環境影響評価法とか、岩手県の環境影響評価条例とは異なって、事業者自身が環境影響評価を行い、どういうふうに対応するかまでを報告するということのご説明でしたけども、その手続きがいまいちこれではよくわからなくてですね。岩手県の環境アセスの条例ですと、結果を公表してそれに県の環境影響評価技術委員会とか、あとは市民が意見を表明する手続きがとられるんですけども、市長に報告してそのあとどうなるのかなっていうのがちょっと不明瞭なんです、その辺はどのようにお考えですか。

(事務局：松原生活環境課長)

はい、お答えいたします。環境アセスの関係で国や県においては、先ほどのお話のとおり、各段階、例えば方法書の段階、もしくは準備書の段階とそれぞれのステップにおいて、パブリックコメントもしくは県であれば環境評価技術審査会というところに諮って進めていくという流れになってございます。現在、市で考えておりますのは、そのような、ステップごとの手続きを踏むというよりは、国県においても事業者が自ら環境影響評価を行うところでは、同じ取り組みにはなるんですけども、それを行っていただいた上で、調査項目についてどのような調査をするのかということ。また、調査方法、区域等、また環境に影響を与えるかどうかと、もし与えるということであればその対応策というところを報告書ということで、市に提出いただくところを想定しております。この内容につきましては、当市においては技術審査会というものはございませんので、当市のほうで設置に係る部分については、建設課、建設部の技術屋さんのお力をいただいたり、あと自然環境の影響については、自然団体の皆様方がいらっしゃいますので、そちらのほうに意見を照会するという形で、報告書の内容につきましては精査をしていきたいと現時点では考えているところでございます。以上です。

(八重樫委員)

はい、わかりました。その現時点で考えていらっしゃる事はいつかこの条例には書かれるのか、それとも、そういうことはそのまま書かずに、市長に報告がありましたら、それを市のほうで誰かに意見を聞いてみますっていうのは、もう内々でやるみたいなことで終わるとですね、もちろんそういったことはないんかと思えますけれども、やっぱり、その都度、何か業者に甘くなる場合とそうでない場合と、またその判断するほうもですね、どの程度の人たちが判断するかっていうのもちょっと不安のところがあるというのは私の意見ですので、もう少し例えば、先ほど環境については自然団体に聞くとおっしゃいましたけども、自然団体からなる審議委員会を設けるとかですね、そういったことまで明文化してもらいたいという気がいたします。せっかく国や県よりも出力とか低いものに設定してると思うんですけどこの花巻市の条例は、その国や県の指定よりも小さいものから環境影響評価が必要なんですよっていうことはすごくいいことだと思いますので、それでしたら、やっぱりチェックするところももう少し、明確にさせていただいたほうがいいのかという気がします。

あと、お伺いしますけどこの太陽光発電が2,000キロワット以上、風力発電が出力合

計1,000キロワット以上であるんですけども、この発電の規模は出力で考えるのと、面積で考える考え方と2通り全国的にあると思うんですけども、それぞれ面積的にはどのぐらいのものを想定しているのか、お教えいただけますか。

(事務局：松原生活環境課長)

はい、太陽光発電でいうと2,000キロワットというところは面積的にどれくらいかというお話かとお聞きいたしました。こちらのほう、2,000キロワットにつきましては大体5万平方メートル、5ヘクタール、ほぼ5ヘクタール以上が想定されると思われております。したがって1,000キロワットになりますが、その半分になりますので2万5,000平方メートルというところを想定はされているところではございます。以上です。

(八重樫委員)

太陽光と風力で、出力と面積の関係というのは大体同じなんですか。何か私のイメージでは太陽光はパネルが並ぶので面積換算が考え易いんですけど。風力だとその風車1個が何平米っていうのは、太陽光と余り変わらない関係になりますか。

(事務局：松原生活環境課長)

そういうこともありますので、面積要件ではなくやはり出力のほうで規制をかけたほうがいいのかと考えておりましたので、今回の条例の中では面積要件というよりは、合計出力の中でそれがやはり環境に与える影響がどうかというところを見ていきたいということで、このような条例の素案となっているところでございます。

(八重樫委員)

はい、ありがとうございました。すいません、もうちょっと戻りますけど、先ほどの環境アセスの手続きをもう少し。市長に報告だけではなくて、詳しく決めていただきたいという意見についてはどのようにお考えかお聞かせください。

(事務局：松原生活環境課長)

はい、八重樫委員ご案内のとおり、いただいた報告書の内容についての内容をやはり検討しなければいけないというところは、当課のほうでも考えているところでございますので、こちらにつきましては条例ではなくその下の規則等で、また運用については検討していきたいというふうに考えているところでございます。いずれ内部だけではなく、外部の方々の目もいただきながら、さりとてこちらのほうは許可ではなく届出制というところもございまして、その中でできることをやっていきたいということで、また皆様方からのご意見も頂戴したいと考えておりますので、その節にはよろしくお願ひしたいと思います。

(八重樫委員)

はい、ありがとうございました。

(渋谷会長)

はい、ありがとうございました。ほかの委員の皆様いかがでしょうか。はい。玉田委員。

(玉田委員)

花巻保健福祉環境センターの玉田でございます。よろしくお願ひします。今のことにちょっと関係してくるんですけども、アセスの関係と事前協議、住民・周辺住民への説明、協定、そして届出の順番に進んでいくように見たんですけども、そうするとこのアセスの

内容っていうのは、住民説明とかには反映されないでいくのかなっていうのが、ちょっと心配なところがあって。特に事前協議をした後に住民説明をするような感じになると、市がお墨つきをある程度したものを住民に説明するっていうようにも見えるところもあってですね、何かそのところが、後から問題になってくるんじゃないかなっていうようなところもありましたし、最初はこの届出には変更の届出もあるかと思うんですけど、アセスを最初は問題がないような計画に見せかけてやって届出をして、実際、工事施工し始めたら実はもっと影響が出るような工事をするっていうような、そういう悪質な業者に対してはなかなかこの順番だとうまくいかないんじゃないかなっていうような、そういう心配をちょっと思ったものですから、この辺はどのように考えてらっしゃるのか、ちょっとお話を聞かせていただければと思います。

(事務局：松原生活環境課長)

はい、ありがとうございます。玉田委員からお話のありました、環境アセスを行う前に住民説明会等が行われてしまうと、地域の方々にその内容についてお知らせする機会がないのではないのかというところについては、全くそのとおりだと思いますので、そこら辺につきましては今後の運用の中で進めていきたいというふうに考えております。また、業者が届出と違うものを設置した場合等につきましては、確かにこの条例の中だけでは縛るのが難しいと思われまうけれども、今の経産省のほうであるFIT法、そちらのほうで引っかかるのであれば、条例に引っかかった部分については、そちらの認定についても取り消すことができるという規定もございますので、そのような、現在ある法律の中での範囲での対応をしていきたいと現在は考えているところでございます。以上です。

(玉田委員)

今の内容だとかなり厳しいのではないかなっていうのが感想として持ったところなんです。順番としては本来、事前協議とかを市のほうにする前にアセスをしていただいて、アセスをした結果を住民説明した上で、市のほうに協議をかけてもらって、例えばその協議の段階で必要なことは専門委員の有識者の方たちを含めて意見を聞いた上で、その協議が整ったか整わなかったかっていうことを市としては明確にした上で、あとは事業者のほうに届出が出るのか出ないのかっていうような流れになってったほうが、うまくいくのではないかなっていうのが、私個人としてはちょっと思ったところなんですけれども。今の流れのままでいってしまうとちょっとせつかく条例を設けても、あんまり条例の意味がなくなってしまうんじゃないかなっていうようなそういう感じがしております。

(渋谷会長)

はい、ありがとうございます。

(事務局：松原生活環境課長)

はい、ありがとうございます。いただいた意見につきましては、こちらのほうでも検討させていただきたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

(中村委員)

富士大の中村です。国のほうは基本的に自由にさせるという中で、市としてはできる限りの規制をかけたいということで、条例を制定するため大変いいことだというふうに思うんで

すけども。50キロワット以上ということですよ。それから、2,000キロワット以上とそれから風力は1,000キロワット以上ということですよ。この2,000キロワットとそれから1,000キロワットってのは具体的にどのくらいの規模で、先ほど太陽光であれば5ヘクタール位でやるよ。風力は何基とかわかりませんが、これは実際、環境に影響を与えるときには結構大きい規模になるのか、それとも中規模なのか、小規模なのか、どのくらいの規模を想定して、この2,000キロワット以上はアセスを条件にしましょうというふうにしているのか、その辺の実際的なイメージですね、もうちょっとご説明いただければいいかなというふうに思うんですけども、お願いいたします。

(事務局：松原生活環境課長)

はい、ありがとうございます。こちらの2,000キロワット以上というところの面積的な具体的なイメージの湧くようなお話がいただければというふうにお聞きいたしました。冒頭、伊藤部長のほうからお話いたしました、現在、花巻市の石鳥谷戸塚のほうでですね、太陽光発電設備なんですけれども、こちらのほうが出力が約2,300キロワット位の太陽光発電設備が今、建設途中となっているところでございます。こちらのほうの事業面積といたしましては約7万7,000平方メートルというところで、先ほど申し上げた5ヘクタール以上、5万平米以上よりは大きい形にはなっておりますので、このようないわゆるメガソーラーと呼ばれているものについては、1,000キロワット以上がメガソーラーという形になるんですけれども、そこら辺も加味しながら、石鳥谷戸塚で今進んでいる出力については、約2,300ということで結構な面積の規模となっております。ちょっと具体的ですね面積どれくらいあるかというところ、図か何かでお示しできればいいんですけども、大変申し訳ございません。イメージとすると戸塚森の森林公園のちょうど麓あたりに位置するものなんですけれども、こちらのほうに今現在進行中というところがございます。戸塚森森林公園のイメージもちょっと湧かないかもしれないんですけども、里山の中腹あたりから裾野にかけて約3分の1位ですね。そういう形で、今、木も伐採されまして土が見えているという状況でございますので、もし、どのような状況かというところをお知りになりたい場合には、大変申し訳ございません、生活環境課のほうにまたお越しいただければこちらのほうでもお示ししたいと思います。

(中村委員)

どうもありがとうございます。ちょっと関連してですね。これ例えば1事業者に2,000キロワット以上だとして、近隣で同じ規模のものが二つ三つだったら、これ結構なことだし、それから、2,000キロワットに達しなくても、例えば500キロワットの業者が四つ、何かその辺にぽこぽこってあれば実態的には同じことですよね。そうすると個別の業者が2,000キロワットという、一つの基準で網をかけるのは結構なことだというふうに思うんですけども、その延長上で地域全体で連帯して、例えば3,000とかですね、2,000とかですね、一定の面積を超えるような地域であると、1業者にかかわらず、届出なりあるいは協議をするという形のものを設けたほうがいいんじゃないかなというふうに思います。

時間的に10年前に1,000キロの業者がいて、10年後にまた500の業者がいて、

5年後にまた500の業者がいたら2,000を超えるわけですので、時間は関係なく、どう言ったらいいんだろう。抑制区域ですけども、その地域であれば合計してその周辺地域全体で一体のものとして2,000を超えた場合は協議をすとか、そんな形の網のかけ方をちょっと工夫出来たらよろしいのじゃないかなというふうに思いますけども、いかがでしょうか。

(事務局：松原生活環境課長)

はい、ありがとうございます。中村委員、お話の内容につきましては、いわゆるFIT法でいうところの、分割申請と呼ばれていることにも通ずるものかと思っております。先ほど中前委員からご案内のとおり、小さいものを少しずつつくって最終的なトータルでは、例えば2,000キロワット以上になるだけけれども、個々の申請はそれ以下にして、要はアセス逃れというところの中でも実は問題になっているものでございます。ただこれにつきましては条例の中でもですね、第2条の定義の中で発電事業につきましては同一または共同の関係にあると認められる者が同時期もしくは近接した時期また近接した場所に設置するというのもうたってございますので、そこら辺を見極めながらですね、またこちらの分割申請等については、いわゆるFIT法の中でもやはり、認定の基準があるとお聞きしておりますので、そちらのほうの状況も見据えながら、そういう太陽光設備については対応していきたいと考えておりますのでよろしくお願い致します。

(中村委員)

あともう一つですね。あっ、どうもありがとうございます。罰則は設けるかどうかわからないということなんですけども、これは国のほうの考え方があるから何とも言えないところがあるんだというふうに思いますけども。前回の委員会のときにですね、渋谷先生もおっしゃったんですけども、太陽光じゃなくて、風力発電の場合ですね、これは設置するのは言ってみれば簡単だけでも、撤去は大変容易じゃないと思うんですよね。あんなでっかいものをいっぺんつくったらもう簡単に撤去出来ないし、膨大な費用かかると思うんです。そのときの撤去費用の負担を実際にできる業者かどうかっていう見極めがとても大事だというふうに思うんですけども。この辺の審査はどんな感じで考えておられるのかちょっとお聞きします。

(事務局：松原生活環境課長)

はい、お答えいたします。中村委員ご案内のとおり、そのとおり設置するまでいいけれども、甘いところを吸ってしまえば、廃棄物についてはそのままというような業者もいるのではないのかというご心配かと思えます。確かに私たちのほうもその部分については心配しているところではございますので、実際、届出をしていただくときに添付する資料の中にですね、会社の登記、定款とか、もしくはどこまで求めるかですけれども、決算書、過去3年分とかですね、そういう決算書、財務諸表のほうもですね、提出していただくように、規則のほうでこちらのほうは定めた上で、対応していきたいと現時点では考えているところでございます。

(渋谷会長)

はい。今のちょっと、関連なんですけど、14条に廃止の届出があって、その中には事業計画に定めた廃止後において行う措置に基づいた適切な措置を速やかに講ずるというふうに、

書いてあるんですね。事業計画に定めた廃止後において行う措置っていうのが書いてあるんですけど。7条の届出の2項のところにはですね、維持管理計画って書いてあるだけで、廃止後に行う措置っていうのは書いてないんですよ。ちょっと不一致していて、先生の今のご指摘にですね、届出の中身が書かれていないっていうふうに読めるんですけど、そこはきちんと書いとくほうがいいのかなって。廃止後ですね、撤去計画みたいなものがちゃんとすれば問題ない、今の中村委員さんの疑問には答えられるのかなと思うんですけどその辺はいかがでしょうか。

(事務局：松原生活環境課長)

はい、ありがとうございます。第7条の第2項のところでは事業計画等ですね、届出の中に最後のところを見据えた、廃止のときの事業計画のようなものもつけたほうがいいんじゃないのかというご意見につきましては、確かにおっしゃるとおりだと思いますので、こちらのほうも、今後、検討させていただきたいと思います。ありがとうございます。

(渋谷会長)

この(6)の維持管理計画の括弧の中で読めるってことですかね。ちょっと苦しいかなって感じがするので、ちょっと文言を変えればいいのかって感じがします。

(事務局：松原生活環境課長)

はい。こちらのほうは最終的には皆様のご意見を頂戴した中で、またうちの法規のほうとも相談した上で検討していきたいと思いますので、よろしくお願いします。

(渋谷会長)

よろしくお願いします。ほかの委員さんいかがでしょうか。どうぞ、大菅委員ですね。

(大菅委員)

3章の適正な維持管理というところに入るのではないかなと思うんですが、パネルの下の雑草ですね。この雑草の管理ということになると思うんですが、具体的な例ですもんね申し上げて、その場合どんなような管理を具体的には施工者がするのかということを知りたいんですが。今まで田んぼだったところに、田んぼがもう年取って出来なくなって、太陽光発電を設置したんですよ。その隣にですね、田んぼをまだやってる人がいるんですよ。1年目は大して草は生えなかったんですけどね。2年目ですね、すごい雑草が生えましてですね、害虫になるんですけどカメムシが発生して、実は今まで有機米つくってですね、カメムシ入ったことなかったんですけどね。その隣の田んぼにでき上がった米にカメムシが入っちゃいましたね、困ったと。それでですね、これは薬かければいいんだけど、無農薬でやっていきたいというんで、薬かけない方なんですよ。ちょうど7月位にですね、雑草を全部刈って、保水前に刈ってしまわないとですね、周りの雑草にカメムシがたくさん発生した場合は飛んできて害を講じるんです。そういうことなそうなんですよ。それでですね、その下の雑草の管理をですね、そういうことをわかってやってもらうのであれば。要するに、今年刈ったのを見ますとですね、お盆過ぎ、最近なんですよ。もう既に田んぼの稲の保水の時期にはですね、カメムシを駆除しなきゃいけない時は雑草生えっぱなしなんですよ。よって今年も。去年はそういう被害になった。もしかすると今年も駄目かなと。こういうことを私の実家、東和晴山なんんですけどね、耳にしたんで、そういうようなことを皆泣き寝入りです、何も言え

ません。誰もね、わからない。どこさといっていいかもわからないから。そんなのはここに1項目ね適正な維持管理に努めるということだけなんだけど。そういう下草の刈り取り、害虫駆除ということはね、具体的に必要じゃない山中はわかりませんよ。そうじゃないけど、やっぱり田んぼが隣とかですね、やっぱりきちんとしていただかなきゃいけない場所については、項目をきちんと、下刈り何センチとか、消毒するとかね、そういうのが入ったほうがいいんじゃないかと思うんですけども。これは具体的な例です。1年目は何でもなかった、大した草生えなかったんですね。2年目は生えて、それが原因で田んぼのお米にカメムシついたという証拠つくれと言っても無理ですよ、ほかにも入ってるとこありますからね。ちょっとまとまらない話ですけど、具体的に困ってる人がいるということを知っていただきたい。

(渋谷会長)

はい、ありがとうございます。近隣の関係者の方との関係だと思うんですけど、何かお考えのことありましたらお願いします。

(事務局：松原生活環境課長)

はい、ちょっと条例とは異なる話ということで、個別の今ある現状というところでお話がありました。基本的にやはり事業ということになりますので、事業者の対応がどうなるのかということになるかと思えます。太陽光発電設備を設置した場合には、フェンス等でですね、外構で区切られたような形を設置して、そこにその事業者の情報について、たしか掲示しなければいけないはずでございますので、そちらのほうで事業者が特定できるのであれば、そちらのほうに直接そういう被害があったということでお話いただいた上で、業者のほうで対応していただくということが現実的には考えられるのかなというふうに思っておりますので、ちょっとこの条例とは別ですけれども、そういうことで、もしわからなければまた、生活環境課のほうにですね、ご相談いただければ、場所の確認等もしながらご相談に応じていきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

(渋谷会長)

11条に協定っていうのがあって、努力義務で、市民の生活環境の保全に係る、市長又は周辺関係者から求めがあったときは協定を締結するという規定があるので、この辺をうまく運用していただいて、地域住民の方がご心配の場合は、事業者と協定を結ぶという方法がある可能性がありますね。そのとき市が斡旋したり、いろいろ仲介していただけるのが一番いいのかなっていう気がしますが、そういう仕組みが組み込まれているっていうようですね。ほかにはいかがでしょうか。どうぞ、日下委員ですよ。

(日下委員)

はい、あまり専門的なことじゃない質問なんですけど、まずは、花巻市内で風力発電とか地熱とかっていう可能性は高いんですか。あるのかないのかということ一つと、それから、先ほど罰則の説明があったんですけども、検察と協議して駄目って言われるところは入らない可能性もありますっていう説明だったと思うんですけども、罰則がないと多分、効き目がなくてというように私は思います。例えば金額が変わるとか、このお金を罰金っていうから、そういうほかと協議しなきゃならないっていうことになるんですか。何か罰則を残

せる形に出来ないのかしらという気がします、それについてお願いします。

(事務局：松原生活環境課長)

はい。まずは第1点目の風力発電及び地熱発電の可能性についてでございます。ちょっと詳しい名前は忘れましたが、経産省か環境省からですね、再生可能エネルギーのポテンシャルというもので、ここの地域にこういう例えば風力であれば、ここの地域であれば適しているかなというような実はデータがあります。風力発電につきましては、奥羽山脈の具体的に言うと、石鳥谷大瀬川のほうのですね、隣の紫波の鉄塔とかゴルフ場があるちょっと花巻寄りのほう、あそこら辺とかがですね適地だということでのデータはございますが、今のところはないというところでございますし、地熱発電につきましても、日本国内を見てもやはり温泉の湧いてるところがポテンシャルは高いだろうということで、東北地方あと九州地方のほうですね、あちらのほうはポテンシャルとしてはある状況でありますけれども、当市花巻市においては、今のところ、こちらの地熱発電についても意向があるということはお聞きしておらないところでございます。

(渋谷会長)

あと罰則規定ですね。罰則を設けるっていうところで、担保するためにあったほうがいいんじゃないかというご意見だったんですけど。

(事務局：松原生活環境課長)

はい。もう1点のですね、罰則につきましては、その罰則を適用するためにやはり検察庁のほうで審査等があるとお聞きしておりますので、これがほかの自治体の条例とか、全国的な流れの中で、本当に起訴できるのかというところをですね、わからないと、罰則があったとしても、実際にそれが適用にならないというところがあるようでございますので、日下委員おっしゃるとおり、我々としてはやはり罰則については残していきたいというところではございますが、こちらのほうについてはやはり、検察庁のご意向を伺いながら進めなければいけないのかなと考えているところでございます。以上です。

(日下委員)

検察庁との協議ってどれぐらい時間がかかるんですか。というのは令和〇年〇月〇日から施行するってなってるんだけど、一体これは罰則の協議とか取り合って、いつ、つくりたいっていうか発行させたいという計画なのかをちょっとお伺いしたいです。

(事務局：松原生活環境課長)

はい。今、我々担当課のほうで想定しているのは、12月定例会にこの新しい条例を上程したいということで進めております。検察庁に対する事前協議のまた前の協議ということで、実は既に進めているところではございます。実は本日ですね、そのお話が検察庁のほうからございまして、まず事前協議の書類を上げてほしいという段取りとなっておりますので、見通しとすれば12月の定例会に上程できるまでに、具体的に言うと10月の頭頃までには回答をいただけるのではないのかなというふうに、現時点の情報としてはそのような形となっております。

(渋谷会長)

よろしいですか。

はい。ありがとうございます。どうぞ。

(山田委員)

森林管理署です。今、質問があったんですけど、この条例を12月に議会に出したいということですけど、全体のスケジュールといいますか、こういった審議会なんかやるとか、住民の意見を聞くとか、そういったスケジュールがあったら話も進みやすいのかなと思いました。そういった場合に、先ほど来、規模要件の話がありましたけど、条例の中にその規模はどれぐらいだって書く必要はないかもしれないですけど、こういった概要なんかは、2,000キロワットだと何とかですみたいな説明があると、聞いているほうもわかりやすいのかなと思いました。それと、第5条ですね、市民の責務ということで書いてあるんですけど、これ一体何をしたらいい、何を求めているか全然わかんないので、もうちょっと具体的なものがあるなら、書き込んでいただいたほうがいいのかないかなと思いました。それと細かい話で恐縮ですが6条(5)で森林法の記載がございますが、これはちょっと所有の区分と保安林か否かという区分の二つの概念がまざっちゃってますので、書き分けるなりをしないと、ちょっと意味不明な条文であります。今のところそうです。あと14条ですね、廃止の場合の話が出ておりました。ちょっと私の記憶も定かではないんですが、国有林も国有林地を貸す場合ですね、原状回復を確実にさせるために、その事業者の個人連帯保証か何かの契約を締結してたと思うんですよね。そういったものも参考にしてもらいたいのかなと思いました。以上です。

(渋谷会長)

はい、ありがとうございます。答えられる範囲でお願いします。

(事務局：松原生活環境課長)

はい。今いただいたご意見については、こちらのほうで検討させていただきたいと思えますし、また、内容等で不明な点については、また山田委員さんのほうにですね、ご照会させていただいた中で対応したいと思えますので、よろしく願いいたします。

(渋谷会長)

はい。ほかのご意見ございますでしょうか。どうぞ。

(浅野委員)

北上川ダム統合管理事務所田瀬ダム管理支所です。第6条のところ抑制区域の指定とあるんですけど、これ、いろいろ括弧何ぼ幾らとかって書いていて、うちの国土交通省であれば(4)の河川法とか、そういうところで河川区域等について、抑制区域に指定することができるんですけど、この指定するときにあたって、そういう管理者とかですね、そちらのほうには何か通知とかですね、そういう協議とか来るのかとかですね。あと実際出てきたときに、その管理者とかですね、うちでいえば河川法の河川区域とかになるんですけど、そういう管理者に対してはどういうような扱いになるか、ちょっとその辺がちょっとわからないとこあったので、その辺もし書き込めるところがあれば、お願いしたいと思っております。

(事務局：松原生活環境課長)

はい。ただいまの第6条の中の第4号のところの河川法のお話かと思えます。

(渋谷会長)

関係機関との協議の仕方ですね。

(事務局：松原生活環境課長)

はい。その部分につきましては第7条の第4項の中で、影響を及ぼすおそれがあると認めるときは、関係するその他行政機関の長に対し、その旨を通知することができるということになってございますので、この辺の中で、ご意見等を頂戴しながら対応していきたいと考えております。

(渋谷会長)

今のは事業者の届出ということではなくて、抑制区域を指定するときに市が関係機関とどう調整するかということです。

(事務局：松原生活環境課長)

はい、大変失礼いたしました。抑制区域の指定の際に管理者に対する協議というところがございますが、すいません、こちらのほうの部分については、我々のところで未だ検討していない状況でございますので、今後検討させていただきたいと思っております。ありがとうございます。

(八重樫委員)

すいません、今の抑制区域のことで、最初に戻ってしまうんですけども、ここで抑制区域として指定することができるって、本当は設置していただきたくないということでしたけども、でしたら、ある程度もう禁止区域なり、抑制区域では原則許可しないとかですね書いてしまったほうがいいんじゃないかなと思いますね。そうすれば、国定公園ですとか鳥獣保護区とかになってるだけで、もうそこは事業の対象として、事業者が考えなくなるわけですので。例えば、遠野市では市内全域が抑制区域で1ヘクタール以上の太陽光発電事業は禁止になってますよね。そういうふうにはっきり決める。あとは、つくば市とか筑波山のあたりでは事業禁止区域っていうのを設定したりですね。そういう自治体もありますので、もやっておくと、やっぱり事業者のほうも、どこにできるのかなということになりますので、抑制区域については許可しないというふうなふうに、はっきり打ち出したほうがいいのかと思います。

先ほど花巻市内で風力発電のような可能性があるかっていうことだったんですけども、3年位前に紫波花巻風力発電事業計画というのがありましたよね。電源開発っていうところが計画して、環境大臣意見も出てるんですけども、その計画は今どうなってるかご存じでしたら教えていただきたいんですが。

(事務局：松原生活環境課長)

はい。2点についてのお尋ねとお聞きいたしました。まず1点目は抑制区域というのではなくて、もう少し強い禁止区域のような形の表現で許可しないというのもいいんじゃないのかと、そちらのほうがいいんじゃないのかなというお話でございました。こちらについては、会議の冒頭にもありましたけれども、再生可能エネルギーにつきましては、やはり推進していかなければならないという、やはり国の施策の部分もでございます。一方で地球温暖化を抑制していくためにも、CO2の削減等は進めていかなければならないということもござい

ます。また、抑制もしくは許可という部分に、今回は届出というところなんですけれども、そのような形で進めていく場合には、やはり個人の土地の所有権については、最小限の抑制に努めたほうがいいのではないのかということもありまして、現在、市のほうでは届出というところで、あとは、その設置については抑制区域の指定ということで、現在は考えているところでございます。

また、電源開発で計画しておりました風力発電の件なんですけれども、昨年度、お聞きした情報になってしまうんですけれども、現在のところは、簡単にいってしまうと凍結状態のような形でまだ前には進んでいないというふうに、県のほうからお聞きしているところでございます。以上です。

(八重樫委員)

はい。ありがとうございます。紫波花巻の電源開発の風力のほうが凍結状態ということでしたが、その想定区域にはですね、保安林とかが入ってるんですね。もしこの条例が出来て施行されてから、例えば今の電源開発の計画なんか、過去に1回計画したものは、改めて届出を出してもらいたいなことにはなるんですかね。

(事務局：松原生活環境課長)

現在の風力発電の規模が確か大きいものでございましたので、ちょっと私も記憶が定かじやないんですけども、環境影響評価に該当するのであれば、未だその先のところもあったかと記憶しておりますので。

当市の条例につきましては先ほど申し上げましたとおり、12月定例会上程を今、見据えながら進めているところでございますので、それ以降に着手となるのであれば、この条例の該当になってくるというふうに考えてるところでございます。

(八重樫委員)

はい。ありがとうございます。

(渋谷会長)

はい。ほかの委員の皆様いかがでしょうか。はい。玉田委員。

(玉田委員)

すみません。第2条の(10)のところですね、周辺関係者のところなんですけれども、こここのところに、かなりこれらのものと同程度の影響を受ける者とか、かなり、そういうばふっとした内容の表現があるかと思えます。この表現だとですね、どこまでが対象になるのかっていうのが、事業者によっても変わってくる可能性もありますし、あと自分は聞く立場だっていうふうに主張される方も出てくるんだと思えますので、ある意味、ここが明確になるように規則で定めるとか何かそういうふうにして、範囲をきちっと明確にしておいたほうがいいのではないかなっていうふうに思いますがいかがでしょうか。

(渋谷会長)

これは何か用例みたいなのを引っ張ってきてるんですかね。独自ですか。

(事務局：松原生活環境課長)

はい。今のお話については第10号の周辺関係者のところで、同程度の影響を受けると認められる者というところが、やはりちょっと基準がないのじゃないかという部分のお話かと

思います。こちらにつきましては、もう少し私たちのほうでも中身について検討をした上で、この表現でいいのかどうか、そこら辺も含めて検討させていただきたいと思います。ありがとうございます。

(渋谷会長)

はい。ご意見ありがとうございました。ほかにはございますか。

それでは私が会長としての意見っていうんじゃないくて、個人的な意見ということで、聞いてもらえばと思うんですけど、まず、前文のところ、いきなり国連のSDGsが出てくるんですけども、環境に関してはっていうことだと、もうちょっと項目が増えるので、再生可能エネルギーに関してはとくに、限定をかける必要があるのかなと思います。また、その次に国連から市に落ちるんですけど、県とか国の今回の温対法なんですけれども、温対法ではですね、逆に法律を緩めて促進しようとしている。市と真逆のことを国が動いているっていう状況があるんですね。でも、その中でも環境影響のことに書いてある項目については市では書くというふうに書いてあって、要はですね、国の法律は促進アクセルもするし、駄目なところは駄目っていうめり張りをつけるような、書き方になってるんですね。花巻市の場合は進めるとは書いてあるんですけども、専ら規制のことがメインになっているので、今後ですね、市のエネルギー政策っていうんですかね、CO2の削減目標にこれがすごく影響を与える可能性があるんですよ。再生可能エネルギーが出来なくなっちゃうところいっぱいあったら、出来なくなっちゃうので、市としての温暖化対策が進まなくなってしまうっていう問題も含まれているということがあるので、温対法のことでもですね、何らかの形で記載したほうがいいんじゃないかなっていう気がします。その上で、やはりまずいとこはまずいですよねということで、きちっとめり張りをつけていくっていうことが必要なんじゃないかというふうに思います。今、国のほうで政省令をつくっているところだと思うんですけども、例えば環境省が環境保全に支障を及ぼすおそれがないものとして、省令で定める区域の設定に関する基準をつくらうとしてたりですね、都道府県が促進区域の環境配慮基準というのをつくるということになっているんですね。そういうものがこれから動いていく中で、この書き方っていいですかね、中身で今後整合がとれるかっていう、調整が必要になるだろうと思うんですけども、そうすると、今年の12月というのはかなり厳しいかなっていう気がします。全体として国あるいは世界全体としては、再生可能エネルギーを促進するというほうに動いているので、その中でどうするかっていうスタンスですね、そこをきっちり考えていく必要があるのかなというふうに思います。

それから、各論で細かいところになりますけれども、例えば2ページの定義で地熱のところですけど、地熱を電気に変換して発電する設備を設置するっていうことで、後のほうでも出てくるんですけども、地熱発電に関しては、基準っていうか全部なんですよ。例えばですね、さっきお話ありましたけど、温泉みたいなところではバイナリー発電って言って、非常に小さな温泉熱の温度差を使って発電するのがあったりして、温泉事業者さんがもしかしたら自分のところで小っちゃな発電をする可能性があるんですよ。それ全部該当しちゃうので、それでいいのかなっていうこととかですね。バイオマス発電が抜けてたりするのは何か理由があるのかなとかですね。再生可能エネルギーの中でこれに絞った理由とかを問われる

んじゃないかなって感じがします。小水力はあまり出てこないと思うんですけどね。

それと、さっきの抑制区域の第6条のところですけども、各号に掲げる区域のうちで特に配慮が必要と認められる区域を抑制区域とするというのがあるんですけども、じゃあいったい、特に配慮が必要と認められる区域はどこなんですかという基準があるんじゃないかという感じがします。これは逆にいうと促進地域とかで。今、農業と太陽光パネルを一緒にやったりする事業が出てきたりして、いろんな多様な活動が起こりつつあるんですよ。そういうのを一律に駄目っていうことになっちゃうと、なかなかこの先、芽が出ないなって感じがするので、どういうところを、農地の中でも優良農地を私は潰すのは絶対反対なんだけど、そういうところを、どういうところ、例えば放棄農地とか、いろんな多様な農地もあると思うんですけど、そういうところがうまく将来的に使えるような道っていうのもつくっておく必要があると思うんですね。あと、たぶん促進地域は都市部の屋根にのっけるとかいうところが、メインになると思ってるんですけども、その辺もちょっと考えてほしいなっていうことがあります。

それから、さっきのアセスのところですけども、やはりですね、受け取っただけで終わってるんですよ。審査して、その生活環境影響を及ぼす恐れがあるって誰が判断するのかっていう、やはり客観的に判断して、市長がそれを認定していかなきゃいけないのかなっていう感じがするので、先ほどご意見ありましたけれども、審査機関のようなものをですね、ちゃんときちんと設ける必要があると思うんですね。市民団体に聞くという話もあったんですけども、聞かれたほうも困っちゃうと思うんですよ。どういう立場でこう答えなきゃいけないのかとかですね、あると思うので、やはりきちっとしといたほうがいいのかないかなっていう気がしました。

あとは、手順とやはり全体の世の中の動きと、それから市の立ち位置ですよ。企業さんもたくさん花巻市内にたくさんあって、再生可能エネルギーどんどん進めようとして動きがあったとすると、そういったものを促進するのも一つの方法で、それは来年以降、多分そういうのをやらざるを得なくなってくると思うんですけども、その辺をよくご検討いただいて、国の動きとかですね県の動きとか、そこら辺も踏まえつつ、これは僕はいいかないかなと思っはいるんですけども、不整合が生じて後ですぐ変えなきゃいけないっていうことがないようにしていただければなというふうに思います。

ということで、これは単なる意見なので。ほかにはございますでしょうか。

やはり、世の中は温暖化この気候変動がひどくなってきてるのは皆さんもわかっている中で、ブレーキだけ踏むっていう、これだけ出していくと、促進するのはどうするんですかっていうのが、必ず問われると思うので、そこら辺もですね、ちょっと横目でって言いますか、ここ1、2年でやんなきゃいけなくなると思うんですけども、市の温暖化実行計画の改定もしなきゃいけないときに、ブレーキだけでは済まないと思いますので、よろしく願いしたいなというふうに思います。

ほかにはございますでしょうか。何でも結構です。市がいろいろ困ってるっていうのも、よくわかっているんですけどね。特にご意見がないようですので、もし、可能であればですね、委員の先生方にまたちょっと見てもらって、気がついたところがあったら、市のほうに

お伝えするような時間をちょっといただけると、またご連絡できるんじゃないかなと思うんですがいかがでしょうか。そんなに長い時間は取らないと思うんです。スケジュールの中でですね。

(中村委員)

もう終わったところで申し訳ないんですけども、ちょっと、僕どうもこのタイトルに違和感があるんですね。地域との共生ってのは何か条例の趣旨と何か合わないって、取ってつけたような感じがしてですね。再生可能エネルギー事業に関して、これは規制するのが主な目的の条例ですよ。であれば景観との調和を図るとかですね、環境と調和を図る条例とかですね、こんな感じの趣旨であれば、そういうタイトルにしたほうが適切じゃないのかっていう気がするんです。地域との共生、確かに周りに迷惑あたえない形でやってくださいってのは地域との共生だけでも、地域との共生って、もうちょっとポジティブなイメージがあるわけですよ。環境教育なんてこともあるかもしれませんが、ちょっと地域との共生という言葉がちょっと大き過ぎるような気がするので、何かこのへん工夫の余地があるのじゃなからうかっていうのがちょっと僕自身はあるんですけども、これはただ、もうこの時期では難しいでしょうから感想であります。

(渋谷会長)

国の温対法の規定ですとですね、地域脱炭素化促進事業の促進に関する事項を市町村が決めるときに、促進区域っていうのも一つあって、その次に、地域の環境の保全のための取組みっていうふうに書いてあるんですね。多分そこに当たるのかなって気がするので、地域の環境の保全のための取組みの一つになってきて、もう一つ促進区域の話と、それから地域の経済及び社会の持続的発展に関する取組みっていうのは、三つ決めなきゃいけないことになっていて、この1個先行して、環境保全のための取組みが1個先行して市が動いているっていうふうには私は捉えたんですけど。ほかの名前も含めて、ちょっと、今のご意見も含めてご検討いただければありがたいと思います。

(事務局：松原生活環境課長)

はい。ありがとうございます。渋谷会長からお話のありました、今回の環境審議会の席上でのほかにですね、今後またお気づきの点がありましたら、現在、市民の方々を対象としたしまして、パブリックコメントも実施しております。こちらの期間が9月15日までとなっておりますので、パブコメとは別に生活環境課のほうに直接ですね、今日以降またお気づきの点がございましたら、直接お話いただければ、こちらも検討させていただきたいと思っておりますのでよろしくお願ひしたいと思います。ちょっとこういう状況でもございますので、改めて席を設けるといのはなかなか厳しいかと思っておりますので、個別に対応させていただきたいと存じますので、お気づきの点がございましたら生活環境課までご一報いただければと思います。よろしくお願ひします。

(渋谷会長)

特に今日ご出席されてない委員さんもいらっしゃるの、一度、メールか何かでですね、遠隔で意見をとおっていただければというふうに思います。ほかにはございせんか。それでは事務局のほうにお渡ししたいと思いますよろしくお願ひします。

(事務局：三熊課長補佐)

円滑な進行をいただきまして、ありがとうございます。続きまして、次第の4その他についてですけども、皆様から何かございませんでしょうか。それでは事務局から説明いたします。

(事務局：松原生活環境課長)

本日は長時間にわたりまして、花巻市再生可能エネルギー事業と地域との共生に関する条例の制定につきまして、熱心なご議論、またご意見を頂戴いたしまして誠にありがとうございます。本日いただきました皆様方のご意見を参考に、この条例案をですぬ良いものとしていきたいと考えておりますのでよろしくお願いいたします。なお、先ほども申し上げましたが、一般市民の方々を対象といたしまして現在9月15日まででございますが、パブリックコメントを実施している状況でございます。また、この条例については現時点では12月定例会に上程をするということで進めておりまして、実際の条例の施行日は令和4年4月1日を目指しているという状況でございます。ただ、本日頂戴した意見等がまとまらない場合ですね、こちらのほうもずれる可能性もございますけれども、やはり昨今、全国で起きている災害等を見るにつけ、花巻市でも早くこういう条例が必要なのかなというふうに思うところもありますし、一方、渋谷先生から先ほどお話がありましたとおり、国のほうでは促進区域について定めることもお話があり、今年中、12月までに素案等を示してくるという流れにあって、こちらの条例もどのタイミングがいいのかなというところは実は考えているところではございますが、いずれそこら辺も含めて検討をさせていただきたいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。なお例年11月にこれとは別に花巻の環境について、またご協議いただく場面があるかと思っておりますので、その頃にはコロナも収まっていればいなというふうに思いつつ、また皆様方にもご足労をおかけいたしますが、ご参集いただければと思いますのでその節にはよろしくお願いいたします。事務局から以上となります。よろしくお願いいたします。本日はありがとうございます。

(事務局：三熊課長補佐)

これもちまして、花巻市環境審議会を終了いたします。委員の皆様、本日は大変ありがとうございました。